

「原子力発電施設等立地地域の振興に 関する特別措置法」について

全国原子力発電所所在市町村協議会

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」について（提言）

原子力発電所所在市町村協議会（全原協）は、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給と云う重要国策に協力し、もって地域の振興と住民福祉の向上を目指しております。

原子力発電は、安定なる国民生活や更なる国土発展はもとより、地球温暖化に対しても、その必要性・有効性は世界の共通認識となっており、我が国でも基幹電源として位置付けられております。

このような状況の中、全原協は、原子力発電の意義と重要性を理解し、自負と誇りを持ちながら、懸命に取り組んでおりますが、今後とも原子力政策が着実かつ円滑に進めるには、原子力発電所と立地市町村とが共存し共栄する施策の実践こそが、何よりも必要な要素であります。

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、原子力発電が電気の安定供給に不可欠であることに鑑み、原子力発電施設等の周辺地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的として制定されました。

国及び立地地域にとって非常に重要な措置となっておりますが、時限立法のため、失効までわずか1年余り、平成23年3月31日までとなっており、原子力政策の推進に思わぬ影響を与えかねないかと懸念するところであります。

つきましては、本特別措置法に基づき決定された「振興計画」の事業が未だ達成されていない事実をご認識いただき、①期限の延長、②対象事業に対する国の負担割合の更なる引き上げ、③対象事業の拡大、④必要な事業費の確保について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年2月15日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治